

マイナンバーカードでマイナポイント第2弾

最大**20,000円分**の**マイナポイント**がもらえる！

第2弾

マイナンバーカードで  
マイナポイント

最大  
**20,000円分**  
の  
マイナポイントがもらえる！

好きな  
キャッシュレス  
決済サービスで  
使える！

マイナンバーカードの 新規取得等で	健康保険証としての 利用申込みで	公金受取口座の 登録で
<b>5,000円分</b> <small>※1,2</small>	<b>7,500円分</b> <small>※3</small>	<b>7,500円分</b> <small>※3</small>

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3「健康保険証としての利用申込み」「公金受取口座の登録」によるマイナポイント付与は準備ができ次第開始する予定です。詳細はマイナポイント事業ホームページにてご確認ください。

マイナポイントの利用は**安心・安全**です！

- マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。
- 国が買利物履歴を収集・保有することはできません。



詳細な情報や、  
「対象となる方」  
「予約・申込」に  
ついてはこちらから  
ご確認ください。



▲マイナポイント事業ホームページ  
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

## マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、顔写真等が記載されているほか、裏面には国民ひとりひとり固有のマイナンバー（個人番号）が記載された公的な身分証明書です。本人確認のための証明書としての利用はもちろん、カードに内蔵されたICチップにはオンライン手続き等に利用できる公的個人認証用の電子証明書が格納されており、税のオンライン申告、健康保険証としての利用ができます。

今後、役場等の手続きのオンライン化や住民票・所得証明書や新型コロナウイルスワクチン接種証明書等のコンビニ交付（令和4年度中予定）、運転免許証としての利用（令和6年度末予定）など、さまざまなサービスにご利用いただけます。**この機会にぜひ作成してみてください！**

問合せ…マイナポイントについて：総合政策課政策調整係【☎ 35 - 1238】

マイナンバーカードについて：町民福祉課町民係【☎ 35 - 1224】

## プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚を迎えられるご夫婦の方へ

町では、婚姻70年（プラチナ婚）・婚姻60年（ダイヤモンド婚）・婚姻50年（金婚）を迎えられたご夫婦を対象に、プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚式を開催します。対象となる方は、高齢者いきいき課高齢介護係へ**6月30日(木)まで**にご連絡ください。

### 対象者

下記の期間に婚姻届を提出されたご夫婦

#### ○プラチナ婚

昭和27年1月1日～昭和27年12月31日

#### ○ダイヤモンド婚

昭和37年1月1日～昭和37年12月31日

#### ○金婚

昭和47年1月1日～昭和47年12月31日

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係

【☎35-1243】



## 困りごと出張相談会の開催

借金や支払いが多く生活に不安を抱えている、仕事がなかなか見つからない、ひきこもりの家族が心配など、生活上の困りごとをご相談ください。埼玉県から委託を受けた専門の支援員が、相談者と一緒に考え、困りごと解決に向けて一緒に取り組み支援します。秘密は厳守します、安心してご相談ください。

相談をご希望の方は、事前に電話でお申し込みください。相談は無料です。

相談日…6月9日(木)

時間…午後1時30分～3時30分

場所…上里町福祉町民センター

### 申込先・問合せ

アスポート相談支援センター埼玉北部

【☎048-577-6883】

町民福祉課

【☎35-1224】

月～金曜日（祝日・年末年始除く）

午前8時30分～午後5時



## ちよくら講座 ～運動編～ フレイル予防

おうちで出来る

いつまでも元気な体を維持することができるようにちょっとしたストレッチや簡単にできる運動を紹介していきます!!

### 鳩胸・猫背ストレッチ

- ・椅子に浅く座り、腰に両手を当てます。
- ・へそを前に突き出すイメージで胸を反らします。
- ・骨盤を後ろに倒すイメージで、背中を丸めます。
- ・1セット10回を3セット行います。

==得られる効果==

骨盤のゆがみを改善、正しい姿勢を保てる

### 【筋トレ時の注意点】

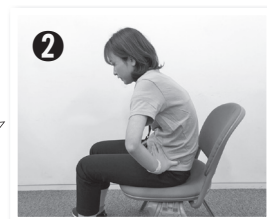
ゆっくりと行う！息を止めない！無理をしない！

\*フレイルとは加齢により心身が老い、衰えた状態のことで、「健康」と「要介護」の間にある状態のことをいいます。



姿勢は、まっすぐにしましょう。

骨盤を起点にして行うことを意識しましょう。



上里町地域包括支援センター（高齢者いきいき課内）【☎35-1243】

6月8日(水)(予定)に

令和4年度町民税・県民税(個人住民税)の  
税額決定・納税通知書を発送します

『令和4年度町民税・県民税納税通知書』を6月8日(水)(予定)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

## 【個人住民税の納税義務者】

個人住民税は、その年の賦課期日(令和4年度は令和4年1月1日)現在の住所地で、前年(令和3年)の所得等に基づいて課税されます。

## 【個人住民税の税額】

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

## (均等割)

年額5,000円(町民税3,500円+県民税1,500円)

## (所得割)

## ○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

## 所得割の計算方法

$$\text{課税所得金額}(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% \\ - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

## ○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例)土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

## 【個人住民税が課税されない方】

## ■均等割も所得割もかからない方

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方(その年の賦課期日現在)
- ②障害者、未成年またはひとり親・寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
  - ・扶養親族等がない方…38万円
  - ・扶養親族等がいる方…  
28万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+16万8千円

## ■所得割が課税されない方

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
    - ・扶養親族等がない方…45万円
    - ・扶養親族等がいる方…  
35万円×(本人+扶養親族等の数)+10万円+32万円
- ※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者や親族です。
- ※扶養親族等の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含まれます。
- ※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

## 令和4年度(令和3年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月8日(水)

手数料：1通につき150円

## 【証明書を発行できる方】

令和4年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます)。延長期間に確定申告をされた方はすぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。

## 【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施しますので、申請の際は本人確認ができる書類(運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係

【☎35-1221(内線1131~1133)】

## 【個人住民税の納税方法】

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わされることもあります。また、就職や退職、税額変更などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

## ■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

## （令和4年度の普通徴収の納期限）

【第1期】6月30日(木) 【第2期】8月31日(水) 【第3期】10月31日(月) 【第4期】12月28日(水)

## ■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を毎月(6月から翌年5月までの12回)の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

## ■公的年金からの特別徴収

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上(当該年度の4月1日現在)の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を、特別徴収の対象年金から徴収して、納税義務者に代わって市町村に納めていただきます。公的年金からの特別徴収が停止(中止)された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

## 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆6月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) 6月12日(日)  
【夜間】(午後8時まで) 6月27日(月)  
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

- ◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】  
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第1期の納期限は  
**6月30日(木)**です。  
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

**税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します**

## ■受験資格

- ①令和4年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および令和5年3月までに高等学校または中等教育学校卒業見込みの方
- ②人事院が右記①に掲げる者に準ずると認める方

## ■試験の程度：高等学校卒業程度

## ■申込方法等《原則インターネット申込み》

次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- 受付期間：6月20日(月)の午前9時～6月29日(水)「受信有効」

## ■試験日

- 第1次試験日：9月4日(日)  
○第2次試験日：10月12日(水)・21日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時

## ■問合せ

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課【☎03-3581-5311】午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

○右記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係

【☎048-6001-3290(内線2097)】

※発信音のあと内線番号を押してください。  
午前9時～午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く。)

